

# ジョン・ロックにおける同意・信託・抵抗権

林 喜代美

(徳島大学総合科学部)

## 目次

はじめに

一 自然状態から市民状態へ

二 同意理論

三 信託権力論

四 抵抗権論

おわりに

## はじめに

ジョン・ロック(一六三二―一七〇四)の憲法理論、政治理論の最も重要な柱は、周知のごとく、プロパティの理論と同意・信託理論である。両者は理論的に密接不離の関係にある。ロックによれば、自然状態における人間はすべて、自然法の枠内において、自由かつ平等であって、誰も支配服従の関係にはない。個々人は不可侵の

自然権すなわちプロパティ（広義では生命、身体、自由、財産）を有している。しかしながら、このプロパティは自然状態においては、ある程度保全できるとしても、侵害される危険性が高い。そこで人びとは自己のプロパティを完全に保全するために契約を結んで政府（国家）を設立するのである。政治権力はこの政治社会のメンバーになると決意している人びとの同意によって設立される。同意を与えた人びとは、この政治権力に服従しなければならぬ。この同意こそ、あらゆる政府の正統性とこの政府に対する服従義務の唯一の源泉である。これがロックの確信であつたように思われる。

ところで政府設立の目的は被治者のプロパティの保全である。とするならば政治権力がプロパティの保全を為している限り、被治者は服従義務を負うのではなからうか。ここでは同意は問題にならないと思われるのであるが、ロックは何故に同意概念を持ち込んで議論を紛糾させるようなことをしたのだろうか。それともロックには、彼なりの理論上の合理的理由があつたのであろうか。

現代では「同意による政治」ということは、議会制民主主義とか代議政治とか民主政治と呼ばれる、民意に基礎をおいた統治を指すものと、一般的に受けとられている。しかし他方、ヒトラーの暴虐政治やスターリン、毛沢東の恐怖政治を「同意」による統治であると強弁することがあつたし、現在でも強弁する人がいる。

「同意による統治」なるものは、その実体をよくよく検証してみると、しばしば内容空疎な外見的民主主義であつたり、民主主義の反対物（全体主義）であつたりする。

ロックの同意理論は、はたしていかなる性質のものなのか。それは民主主義的なものであるうか。統治権力に対する被治者の服従義務を、かれらの同意にもとめる、ロックの議論は、われわれに対して説得力をもっているものであろうか。

それともロックの同意理論は単なる服従義務論でもなく、ましてや代議政体擁護論でもなく、これらを超えた何かを主張し正当化するためのものであろうか。

本稿は、ロックの同意理論と信託理論は国民の抵抗権もしくは革命権を正当化するための理論装置であるという視点から、かれの上記理論と抵抗権論を分析検討しようとするものである。

## 一 自然状態から市民状態へ

ホッブズのばあいには国家の必要性が痛切に感じられる。というのは、かれの描いてみせる自然状態は万人の万人に対する戦争の状態だからである。人間なら誰しも、この身の毛のよだつ戦争状態から一刻も早く脱却したいであろう。そこで、人びとは平和裡に自己保存を図るために、契約によって主権者（国家）を設立するのである。ホッブズのばあい国家状態は自然状態よりはるかに優れている。こういうわけで、われわれは国家の必要性を納得させられる。

ロックのばあいはどうか。かれは二つの自然状態観を抱いていたように思われる。ひとつはエデンの園の時代の、黄金時代の、神話の時代の自然状態である。これは人類墮罪以前の、無垢の時代の自然状態である。そこでは自然法が完全に支配しており、すべての人が自由かつ平等であって、しかも全き平和の状態であった。ロックはこの無垢の自然状態の存在を心のどこかで信じていたようなふしがある（第五、一四、一一一節をみよ）。無垢の自然状態は国家を必要としない。ところがロックは国家の必要性を主張しているのであるから、結局、無垢の自然状態を全面的に受け容れることができなかったということになる。かれの説く自然状態は人類墮罪後のそれである。それはホッブズの自然状態にかぎりなく接近する。しかしロックは、自分の自然状態はホッブズのそれとは異なるということを強調したがっているようである。だが、それは成功しているとは言えない。ロックの自然状態は

自然法の範囲内で自己の行動を規律し、自己が適切だと思ふとおりに自己の所有物と身体を処理できる完全に自由な状態である。それはまた平等な状態であり、ここでは権力と支配権は互恵的であつて、他人より多くもつ者はひとりもない（第四節）。

自然状態は完全に自由の状態ではあるが、決して「放縱の状態ではない」（第六節）。ここではあらゆる人を義務づける自然法が支配しているからである。そして自然法（理性法）は「誰も他人の生命、健康、自由、所有物を侵害してはならない」（第六節）と教えているからである。

ロックの第一の自然法は、各人は自己保存をなせ、であり、第二の自然法は、自己保存が脅かされないかぎりできるだけ他人をも保存せよ、である（第六節）。

自然状態のもとで各人のプロパティの権利は、常に必ずではないが、ある程度保障されるとロックは想像している。つまり、大抵の人は自然法に適った行動をとるといふわけである。かくしてロックの自然状態は万人の万人に対する戦争の状態ではなく、比較的平和な状態である。ホッブズは、たとえひとりの人間でも戦争の構えをとると、他のすべての人も戦争の構えをとらざるを得ない、と鋭い洞察をもっているが、ロックにはこの鋭さはない。

ところで自然状態において自然法は、いかにして維持されるのか。自然状態における自然法の執行は各人の手に委ねられている（第七節）。つまりすべての人が自然法違反者を処罰する権利をもっている。ロックの自然法執行権はホッブズの自己保存権より広い概念である。自己保存権は、いわば自己防衛の範囲にとどまるものであるが、自然法執行権は自己はもちろんのこと、いかなる他者の為にも発動される。

かかる自然状態は全面的な戦争状態でなければならぬと思われが、ロックはこうは考えなかった。かれは平和な状態を信じた。これが言い過ぎであれば、相対的に平和な状態と考えた。ロックによれば、人間は神の創造

物であり、神は人間が平和に共存できるようにと人間に理性を与え、相互の慈愛と相互扶助の義務を課している。人間は神の所有物であり、神の命令である自然法を遵守するように義務づけられているのである（第五、六節）。それ故自然状態は平和の状態でなければならぬ、と信仰篤きロックは考えたのである。

かかる自然状態はどこにも存在したことはないという反論に対して、ロックは無人島における未開人の間の取引とアメリカ大陸の森の中のスイス人とインディアンの交易の例を挙げて、かれらは完全な自然状態にあるにもかかわらず、契約を守っているのではないかと指摘し、その原因をこう主張している。「信義と誓約遵守は社会の成員としてではなく、人間としての人間の義務だからである」（第一四節）。

おどろくべきことに、ロックは、人間が人間になるのは、つまり人間が道徳的、社会的存在になるのは社会の中においてであるという認識をもっていない。かれは、人間は生得的、自然的に道徳的、社会的存在であると信じていたのである。この点、ロックはホッブズよりも劣っているとわざわざ言わざるを得ない。ホッブズは人間になるのは社会における訓練と教育をとおしてであるという正しい認識をもっていた。

さて自然状態においては各人が自然法の執行権をもつというロックのテーゼを吟味してみよう。

(一) 自然法の解釈権は各人に委ねられている。自然法の内容は一義的ではないし、具体的争いにおける自然法も具体的ではない。当然、解釈者の間に自然法解釈について意見の対立が発生することは不可避である。この対立を克服する手だては結局へ実力へのみとなるであろう。

(二) 紛争の裁判官は紛争の両当事者である。公平な判決を期待することは全く不可能である。紛争当事者は裁判官たり得ず、というのは正義の最低限である。ロックもこの点は認めている（第一三節）。

(三) たとえ正義に適った判決であっても、処罰権は基本的に個人のへ実力へに依存している。それ故自分より強大なへ実力へをもっている人に対して判決を執行することは現実には不可能である。つまり自然状態における自然法あるいは正義の実現維持はほとんど全くの偶然に左右される。<sup>(2)</sup> ロックもこの点を認めている（第一二六節）。

結局、ロックの説く自然状態は戦争状態にならざるを得ないと思われる。ロックの第一自然法は、各人は自己保存を為せ、であり、第二自然法は、自己保存が脅かされないかぎり他者を保存せよ、である。他者の保存は二の次である。自然状態において各人は自己の理性を駆使して自己保存を図らねばならない。各人にとっては、たとえ自然法が支配していると強弁してみても、自己保存に適合するもののみが理性的であるということになる。ここでは理性は単なる自己保存の意味しかもっていない。ロックの自然状態は、かかる個々人の自己保存と自己保存の衝突の場である。かかる自然状態が平和な状態であると誰が想像するであろうか。

近代的理性は、ホルクハイマーが鋭く洞察しているように、単なる自己保存の道具に墮してゆくのである。ホッブズの理性概念にそのはじまりをみてとることができる。ロックも間違いなくこの道を歩んでいるのである。ロックは墮罪後の人間の邪悪さを認め、したがって政府の必要性も容易に認められると述べながら、しかし依然として自然状態は平和の状態であると信じようとしている。

人びとは、その邪悪な性格や激情や復讐心に駆られて、他人を処罰するのに行き過ぎがあるだろう。そしてここからは、混乱と無秩序以外の何ものも生じないであろう。それ故神は、人間の不公平と暴力を抑止するために統治を設けたに違いないと反論されるであろう。わたくしも〈市民的統治〉を設けることが自然状態の不都合を是正する適切な方策であることを認めるのにやぶさかではない(第一三節。へへは原文イタリック体大文字を意味する。以下同じ)。

しかしながら政治社会の必要性を語る段になるとロックの自然状態の説明は一変する。それはホッブズの自然状態にかぎりなく接近する。人びとに国家の必要性を納得させるためには、国家と自然状態とを比較して、どちらが優れているかをはっきりと提示することである。自然状態が悲惨な戦争状態であればあるほど人びとを説得

するのが容易となる。

ロックは自問する。自然状態において人間は自由で、自己の身体と所有物に対して絶対的権利をもっており、どんな偉大な人とも平等であつて、誰にも隷属していない。だのに何故に、この自由と絶対権を放棄し国家の支配と統制のもとに入るのか（第一三節）。そしてロックはこう自答する。

自然状態において、人はそのような権利（自己の身体と所有物に対する絶対的権利）をもっているが、しかしこの権利の享受ははなはだ不確実で、絶えず他人からの侵害に晒されている。というのは、万人が彼と同じように王であり、万人が彼と平等であり、しかも、ほとんどの人が衡平と正義を厳格に守ろうとしないので、自然状態においてはプロパティの享受はきわめて不確定できわめて不確実であるからである。かくして、たとえ自由であつても、人は恐怖と絶えざる危険に満ちているこの状態をすすんで放棄しようとする。したがつて人が自己の生命、自由、財産——これらを私は「プロパティ」という名辞で総称する——を相互に「保存」するために、既に結合しているか、あるいはこれから結合しようと思つている他の人びとともに社会をつくることを追求し、すすんで社会に加わることを願うのは、理由のないことではないのである（第一二三節、なお以下の節をも参看せよ、第一二四、一二五、一三一、一三七、二二節）。

ロックはここに国家の必要性の根拠を一応提示することができた。人びとは「恐怖と絶えざる危険」がいっぱいの自然状態から脱け出して、平和と安全の状態のもとでプロパティを享受したいと切望する。国家を設立する目的はプロパティ、すなわち生命、身体、自由、財産の保全である。では人びとは国家をどのように設立するであろうか。これが次の課題である。

(1) 第一四節とはロックの『統治二論』(一六八九)の第二篇第一四節の意味である。以下同じ。第一篇の引用のばあいには第一篇第一節というふうに表記する。ロック『統治二論』については下記の版によった。J. Locke, *Two Treatises of Government*, ed. P. Laslett (Cambridge U. P., 1988). 日本語訳は以下の訳書を参照した。松浦嘉一訳『政治論』(東西出版社一九四八)、服部辨之助訳『政治論』(現代教養文庫一九五八)、鶴飼信成訳『市民政府論』(岩波文庫一九六八)、宮川透訳『統治論』(中央公論社)、『世界の名著ロック、ヒューム』一九六八)、伊藤宏之訳『全訳統治論』(柏書房一九九七)。松浦訳と伊藤訳は第一篇、第二篇の全訳であり、他の二訳は第二篇のみの訳である。

(2) Cf. J. Wolff, *Robert Nozick* (Cambridge: Polity Press, 1991), p.39. 森村進・森村たまき訳『ノージック』(勁草書房一九九四)六四頁。

(3) M・ホルクハイマー(清水多吉編訳)『権威主義的国家』(紀伊国屋書店一九七五)五三頁以下の「理性と自己保持」(一九四一)を参照せよ。

## 二 同意理論

ロックによれば、国家は、これに参加する決心をした人びとの「同意」によって設立される。かれは明確にこう述べている。

すべての人は自己自身の同意によって (by their own Consents) ある政治社会の成員となるまでは、依然として自然状態に在り、そしてそこにとどまる、と私は断言する(第一五節)。

国家の成員となるには各人がひとりひとり当該政治社会に加入し結合するという意思を明確に表明しなければならない。コンセントが複数形になっていることに注意しなければならぬ。つまりロックが要求するこの同意



は、ひとりひとりの人間が直接的に表明しなければならない。このばあい強制があつてはならない。また当然のことながら代理による同意も認められない。これはロックの個人主義の端的なあらわれであつて、かれはこのことを繰り返し表明している。人間は自然的に自由かつ平等で独立している存在であるから「いかなる人も自身自身が〈同意〉を与えないかぎり、この状態から追われて、他人の政治権力に服従させられることはあり得ない」(第九五節)。

ロックは『統治論』第二論文第八章「政治社会の起源について」の最後の結論部分においても、これと同じ思想を明確に宣べている。

いかなる人も、明確な誓約とか明示の約束あるいは契約によつて、実際にそのコモンウェルスに加入する以外に、かれがそのへコモンウェルスの臣民または成員になる方法は全くないのである。これこそ、私が政治社会の起源に関して考えているものであり、人のあるコモンウェルスの成員にするのはこの〈同意〉なのである(第一二二節)。

これがロックの基本的立場である。個々人の明確な契約あるいは明示の同意のみが、政治社会の成員となるための必要条件である。

ロックが主張するように、自由かつ平等な人間を国家のなかにとり込む唯一の方法は、たしかに契約である。しかし、この定式化は純粹に論理的推論にもとづく結論であつて、人間の現実の国家は決してこのようなものではない。暴力、篡奪、詐術その他あらゆる奸計が国家の設立にはつきまといつている。それは契約とか合意などというものからはほど遠い。

かかる批判に対してロックは反論する。歴史上実例はいくらでもあるのだが(第一一五節)、それらははるか

遠い昔のことなので記録が残っていないだけである（第一〇一節）と。

結局、ロックの同意理論の意味するところは、何人も自分自身が明示的かつ直接的に同意を与えない限り、政治社会つまり国家の権力に服従する義務を負うことは決してないということである。あるいは個々人の明示的直接的同意のみが統治に正統性を与えるということである。

かくしてロックは主張をつづける。「人は、どのような契約や約束でも、自分自身で結んだものには従う義務がある。しかしどのような契約でも、人は、これによって、わが子や子孫までも拘束することはできない」（第一一六節）。それ故各人は成人に達すると自己の所屬している国家に同意を与えるか否かを決定しなければならぬ（第一一七節）。そして同意を与えることのできない人は外国へ移住する自由が認められなければならない。但し外国移住の自由は明示的同意をもって国家の創設に参加した人びとには認められない。かれらは国家が滅亡するまで、国家の成員でなければならない（第一二二節）。国家に不同意の者には外国移住の自由があるというロックの考えに対して、既にデイヴィッド・ヒュームがシニカルな批判を加えているので、ここに紹介しよう。

外国の言葉も習慣も知らないで、自分の稼ぐわずかの日給で、その日暮しをしている貧しい百姓や職人に向つて、君たちは自分の国を捨てる選択の自由があるのだ、と本気で言うことができるであろうか。これは、眠っている間に船に運び込まれ、船から脱出しようとするればたちまち大海に飛び込んで死んでしまわねばならぬというばあいに、その人が船中にとどまっているということだけで、船長の支配に自由な同意を与えていることになる、と主張するのと同じことである。<sup>①</sup>

さらにロックはつづける。絶対王政は政治社会ではない（第九〇節）。なぜなら政治社会は国民の同意に基礎をおくものだからである。征服者と被征服者との関係は、何世紀経つても、政治的關係ではなく戦争の關係である。

というのは「どんな統治でも、それに対して自由な意志にもとづいて同意を与えなかった国民に、服従を求める権利をもつことはできないからである」(第一九二節)。

以上でロックが政治権力の正統性の根拠としてまた被治者の服従義務の根拠として提示する同意概念は、直接的、自由選択的、明示的同意であるということが誰の目にも明らかになったと思う。しかるにロックのかかる明々白々たる言説を完全に無視して、かれの同意概念は、受動的、消極的な「受容」とか「黙従」であると解釈する研究者もいる。ジョン・ダンがそうである。<sup>②</sup>かれは、ロックの原則的な同意概念(明示的同意)と例外的な同意概念(暗黙の同意)とをとりちがえて、原則を例外とし、例外を原則とする誤りをおかしていると評せざるを得ない。

さてロックは、何故に明示的同意概念を基本に据え強調するのか。このため、後に明らかとなるように、ロックは苦境にたたされ、暗黙の同意概念を導入せざるを得なくなるのである。この問題は後に論じることになるであろうから、ここではロックが明示的同意を強調する理論的根拠を吟味することにする。

政治権力への服従義務は個人々の明示的同意から生ずるというロックの厳格な同意理論は、かれのプロパティの理論から切り離してしまうと正しい理解をもつことはできない。自然状態において個人は自然権としてのプロパティ権をもっている。つまり各人は自己の生命、身体、自由、財産に対する所有権をもっている。人間は自己自身の主人であり「自分自身の身体とその行為または労働の所有者である」のだから「自己自身のうちにプロパティの大きいなる基礎をもっている」(第四四節)。

それ故、何人も自己の同意なくして自己のプロパティを制限されたり奪われたりすることがあってはならない(第一三八、一三九節)。

ところで政治社会を創設しこれに加入するということは、必然的に各人のプロパティの制限をもたらす。政治社会の設立の目的は各人のプロパティの保全であった。ところが、その政治社会がプロパティを必然的に侵害す

るのである。これは矛盾である。この矛盾を解決する為に、ロックは同意理論を持ち込んだのである。

ところでロックの同意理論は、われわれのプロパティを侵害することなく国家を設立することに成功しているのであろうか。ロックの国家設立あるいはそれへの加入の勧説は、平和と安全のもとでプロパティを享受できるというものであった。

このために、われわれは自然権たる自己保存権（ロックのばあいは、他者のための保存権行使も認められる）と自然法執行権たる処罰権を放棄しなければならない。もつと正確に言えば、前者は自然法に加えて人定法（国法）による制限をうける。後者は完全に放棄されなければならない（第一二八節）。国家がわれわれにもとめてくるのはこれだけであらうか。もしそうであるならば、こんな結構な国家はほかにないであらう、とりわけリベラルにとつて。

しかし国家は、平和維持のために、治安（安全）のために、あるいは国民の福祉のためと称してつぎつぎと税金をとりたてるのみならず、われわれの消極的な自由（干渉されない権利）にも干渉してくる。それ故、ロックの同意理論は二段構えになっている。まず国家設立あるいは国家加入のときの同意の意味内容は国法の枠内での自己保存権の承認と処罰権の全面的放棄である。国家の任務は被治者のプロパティ（生命、身体、自由、財産）の保全である。ここでのプロパティは単に物的財産ではなく広い意味でのプロパティであることを見落してはならない。この契約から生ずる被治者の服従義務は、いまだ一般的抽象的で何ら具体的内容を与えられていない。服従義務が具体化するのには国家状態移行後である。国家は国民のプロパティに関係あるいは介入する様々の行為（たとえば課税とか人的・物的徴用など）を為してくる。これに対して個々の国民が、国家行為に対して同意・不同意を与え、不同意のばあいは服従義務が解除される。ロックは次のように主張している。

「最高権力」と言えども、本人自身の同意 (his own consent) がなければ、いかなる人からも、その「プロパティ」のいかなる部分も奪うことはできない (第一三八節)。

ロックはこのことを執拗に主張する。誰も、国家であろうと、私人であろうと、他人のプロパティを当人身の同意なくして奪ってはならない (第一三八、一三九節)。政治権力は各人のプロパティを保全するために設立されるのだが、平和と治安を維持するだけでも莫大な費用がかかる。各人は自己のプロパティから、その分担当を支払わねばならない。それ故政治権力は社会成員の同意によって、しかも同意のみによって設立されねばならない。ロックはこのことを鮮明に宣べている。「政治権力の唯一の起源は、社会構成員の契約、協約、相互の同意である」(第一七一節)。

さてロックのこの二重の同意理論 (正統な政治権力は被治者の「明示的同意」にもとづく。各人のプロパティは「自己自身の同意」なくして侵害されてはならない。) は、われわれに対して説得力をもっているのであるか。否である。まず歴史的事実としてみたばあい、このようなことは決してあったためしはない。つぎにロックの同意理論を規範論あるいは立法論としてみたばあい、少しは意味がある。政治権力はもつと被治者の同意を得るよう努力すべきである、と現実の政治権力を批判する根拠としては役に立つであろう。しかし国家は全国民の普遍的明示的同意を得るための制度を設けるべきであるとか、プロパティを侵害するばあいには、ひとりひとりの国民から直接に同意をとりつけるべきであるという主張が、たとえ規範論的に正しいとしても、実現の可能性は全然ないと言わざるを得ない。

ロックもこのことについて明確な認識をもっていたので直ちに修正を加えている。「多数決原理」と「暗黙の同意」概念の導入がそれである。まず前者から検討しよう。

(一) 多数決原理

ロックによれば、政治社会設立契約（合意）には、当然に多数決原理の承認が含まれている。合意によってひとつの政治体をつくるということは「多数派がそれ以外の人を動かす拘束する権利をもつ」（第九六、九七節）ということであらねばならない。もしそうでなければ「ひとつの団体として行動し存続することは不可能である」（第九六節）。ひとつの政治社会として行動することは「結合してその団体を形成した各個人の同意によって意見の一致をみたことなのである。それ故各人は同意を与えた以上、多数派の決定に従わなければならない」（第九六節）。

多数決原理は政治社会の内部だけではなく政治社会設立の前まで拡大される。「いかなる（政治社会）でも、そのはじまりとなり、実際にそれを構成するものは、多数派を形成し得る自由人の何人かが、かかる社会に結合し、これに加入することに同意することだけである。そしてこの同意が、この同意のみが、世界のすべての合法的統治にはじまりを与えたのだし、与えることができたのである」（第九九節）。国家の設立も、自由、平等かつ独立している個人の自由な合意によってではなく、実際には多数派もしくは多数派になり得る勢力のリードによって行なわれる、ということが、このロックの文章には含まれている。既に国家設立前において個人の（自由）な同意に多数派の強制が加えられる可能性がきわめて高い。多数派は時には正義であることもあるにはあるが、多数派は間違いなく常に（へ力）であって、この（へ力）が個人の自然権たるプロパティを侵害する危険性が常に存在する。しかもロックの説くところによれば、多数決原理は功利主義的便宜主義的なものであつて（第九五―九八節）、かかる原理が自然権たるプロパティ権を侵害したり支配したりすることができるのであるのか。人びとは自己のプロパティを保全するために自由な契約によって国家を設立するのであるが、国家設立以前から多数派が個人に強制を加える危険性がある、ということがロック同意理論には存在するということが明らかとなった。しかしロックは依然として人びとの自由な同意から政治社会は生まれるのだと信じている。「政治社会はすべ

て、自発的な結合と、その統治者および統治形態を選択するにあたり自由に行動する人びとの相互の同意とからはじまったのである」(第一〇二節)。ここでこの問題に立入るのは適切ではない。多数決原理の問題にもどうう。

多数派の決定(同意)は政治社会の各成員本人の同意とみなされなければならない。もしそうでなければ政治社会は存続し行動することができないからである。このことは前述した。

では次に多数派の決定は、どのような手続によって形成されるのか。ひとつのやり方は直接民主主義である。ひとつの場所に政治社会の全成員(もちろん成人のみ)が集って討論し賛否を投票によって決定する。二つ目は、統治者が行政官を全国に派遣して全国民の賛否を調査集計して多数派の意見を決定する。一番目の直接民主制を人口数が数百万、数千万という国家において実現することは不可能である。二つ目の制度は、時間と経費がかかりすぎるうえに、客観性に欠ける。つまり緊急を要する問題については実現不可能であるし、また統治者の都合のよいように多数派意見を導き出すことができる。ロックは制度化については明確なこと具体的なことは何も語っていない。かれはこの問題について関心をもっていない。かれの関心事は政治権力の正統性の問題であった。

おそらくロックはこう考えていたと思われる。何らかの国民代表議会の多数決をもって国民各自の同意とするということである。かれは課税についてこう主張している。課税は

国民自身の同意、すなわち多数者の同意が、かれら自身、あるいはかれらの選んだ代表によって与えられたうえでのことではなければならない(第一四〇節)。

論理的に思考する人は、ロックのこの文章を読んで、ひどく驚かされるにちがいない。ロックは真剣に検討す

るに値しない思想家であると判断されるかもしれない。ロックの原則は、各人のプロパティは、各人自身の、本人の同意なくして奪われてはならないというものであった。これは自然状態であれ、国家状態であれ、つねに、どこにおいても妥当する原則である。ロックはわれわれにこのように語ってきた。ところが、ここでは、国民各自の同意は、国民の多数派の同意と同義とされ、国民の多数派の同意は国民代表者の多数派の同意と同義とされている。ここには、誰の目にもすぐにそれとわかるのであるが、へすりかえ<sup>3</sup>もしくは誤魔化しが二回行なわれている。ロックは、国民代表議会の多数派の同意を国民ひとりひとりの同意である、と本当に信じていたのである。さらにロックは、多数決原理すなわち多数派の決定は少数派をも拘束する権利があるという原理を「自然法および理性法」に属すると宣言している（第九六節）。しかしロックはその理由を全く示していない。前述のごとく、ロックは多数決原理がなければ、いかなる政治社会も団体も行動することも存続することもできないと述べるにすぎない。これは単なる功利主義的な正当化論にすぎない。ロックはこうも述べている。政治社会を設立する契約に参加する人びとが、過半数以上の多数（たとえば三分の二以上）によって決定すると明白に同意しているばあいには、これが拘束力をもつと述べている（第九九節）。ここにあきらかになつたように、多数決原理は自然法でも理性法でもない。それは単に便宜的なものにすぎない。ロックのこのような安易な議論は、後世、J・J・ルソーからきびしい批判を加えられることになる。もちろんルソーの批判はロックのみではなく世の自然法論者全般に対するものである。ルソーの批判はこうである。自然法論者は、まず、人びとの間で好都合であるような規則を、人びとの間で一致をみるであろうような規則を、探しまわり、それから集めた規則をへ自然法<sup>4</sup>と呼んで権威づけるのである。これらの規則から何らかの「利益」がもたらされるということ以外に、自然法であるという証拠は何もないのである。<sup>3</sup>

ロックは、何故、国民代表の多数決を国民全体の同意となし、さらに国民各自の同意であると主張したのであるか。かかる主張の政治的背景として、イングランドのパラメントは国家そのもの国民そのものであるとい



うことがピューリタン革命の前後から革命派や反国王派によって主張されてきたということ、<sup>④</sup> パーラメントは多数決原理に従って行動していたということ、が考えられる。ロックはこうしたイングランドの議会政治の現実をきわめて自然なものとして受け容れていたと思われる。

いずれにせよ、ロックの説明によれば、本人の同意は政治社会の創設の際にのみ必要とされる。設立後は、政治社会は「多数派の人びとの意志と決定によってのみ」(第九六節) 運営されるのである。

かくして何人も自己の同意なくしてプロパティは侵害されないという原則は現実の国家の実務とわれわれの歴史的经验に照してみると、事実にも反しているし、実現の可能性も全くないということが判明する。ロックもこのことを認識したので多数決原理を導入したのであった。そしてこれが個人的同意の原理を破壊してしまったのである。個人的同意の原理が否定されてしまったら、個人のプロパティの保全は何によって保障されるのであろうか。

実際、人びとは自己が同意をしたばあいにはしか服従義務を負わないとするならば、ほとんどの人はほとんどのばあい服従義務を負わないで済ますことができるであろう。同意を与えるか否かは個人の主観に依存するからである。個人的同意原理は自然状態においてもはたらいっていたのである。結局、ロックの国家状態は自然状態とほとんど変わらないということが判明する。ロックはこのことに気づいていた。かれは正当にも、こう語っている。

もし人が自分で適當と考え、実際に同意したこと以上には、社会のいかなる命令にも拘束されないとするならば、新しい契約(政治社会設立の契約)とは一体何だったのか。これでは、依然として、彼自身が契約を結ぶ前にもついていた自由、あるいは、誰か他の人が自然状態においてもついている自由、すなわち自分が適當だと思えばあいにしか社会の法令に服従もせず同意もしないという自由と全く同じ自由が残ったままである(第九

七節)。

かくしてロックは多数決原理をもち込んで個人の自由な同意を封じ込め、〈暗黙の同意〉なる概念をもち込んで、明示的の同意を表明しなかった人びとも政治権力への服従義務があるのだと説いたのである。つぎに暗黙の同意理論が、どれほどの論理性と説得力をもっているかを検討することにしよう。

## (二) 暗黙の同意

ロックの同意理論は個人の自己所有権から発している。個人は自己のプロパティ（生命、身体、自由、財産）の所有権者である。それ故個人は自由（但し自然状態においては自然法の範囲内における自由である。ロックはこのことを明確に主張している）に自己のプロパティを使用、収益、処分する権利をもっている。つまり個人は自然権たる自治権、自律権をもっている。政治社会へ参加するということは、この自治権を国法によって制限することになるわけだから、本人の同意が必要である。しかもこの同意は個々人の自由な選択による直接的明示的同意でなくてはならない。ロックは個人の〈自由〉かつ〈明示的〉な同意を強調した。その結果、個人の自由を抑える必要を感じて多数決原理を導入した。これは個人の自由な同意に対する大幅な制限である。個人的同意原理は国家状態へ移行後は有名無実化する。この多数派支配に不満の者は「大多数の人びとが賛成し自由に同意を与えることのできるような立法部を自分たちのうえにもつという権利を回復するまで訴えを繰り返す」べきである（第一七六節）。これが不当な多数派支配に対するロックの解決策である。この訴えは天への訴えとなるばかりである。

明示的な個人的同意原理に対する修正が暗黙の同意概念である。現実の国家生活の経験に照らしてみても、個々の国民が明示的の同意を与えたということを経明できるような憲法的文書も、その他の証拠もない。また、いかなる

国民も明示的の同意を与えるか否かについてのチャンスを要求したことはないし、いかなる政府もかかるチャンス  
を国民に与えたこともない。

かかる現実には直面してロックは自己の同意理論に適合するように現実を変革すべきであるとは主張しなかつた。かれは自己の理論を現実には適合するように修正したのである。かれは暗黙の同意を次のように持ち込んでくる。

人は自然的に自由なのであるから、自分自身が同意を与えない限り、政治権力に服従する義務を負わない。ところで同意には明示的なものと暗黙的なものがある。明示的の同意を与えた人間は永久・完全国民である。つまり国家が崩壊するか解散するまで国民であらねばならない。途中での同意撤回は断じてみとめられない。これに對して暗黙の同意とはどのような同意をいうのか。まだどの程度の服従義務を負うのか。これについてロックは次のように説明する。

いかなる政府のいかなる領土のいかなる部分であれ、これを所有したり享受したりしている者はすべて、このことによつて暗黙の同意を間違ひなく与えているのであり、これを享受している間は、その政府のもとにあるすべての人と同じ程度に、その政府の法に服従しなければならない、ということである。このばあい彼の所有が彼および彼の相続人の永代土地所有であつても、あるいはわずか一週間の滞在であつても、あるいは単に街道を自由に旅行しているばあいであつても、こんなことは問題ではない。実際、誰かがその政府の領土内に居るといふことだけで、その政府の法はそれに効力を及ぼすのである（第一一九節）。

ある国家の領土に居るだけで暗黙の同意を与えたことになるのであれば、同意理論など必要ではなくなる。というのはこの世に存在した、そして現に存在するいかなる政治権力もすべて被治者の同意が与えられてい

たし与えられていると主張できるからである。ロックに攻撃されたおかげで後世に名を残しているロバート・フィルマー（一五八九—一六五三）は暗黙の同意という観念を手厳しく批判している。フィルマーの攻撃は、もちろん、ロックを直接の対象とするものではない。

もし人民の側が統治者を暗黙裡に受け容れているということが、統治者の選定について人民が同意していることの論拠とされるならば、同じ理由によって、コモンウェルス全体の暗黙の同意も支持されることになる。

こういうわけで、王位についているすべての君主は、継承によるのであれ、征服によるのであれ、あるいは篡奪によるのであれ、人民によって選定されたということになる。このような推論はあまりにも馬鹿げている。

なぜならこのような状況では、人民には反対 (*contradiction*) する自由さえないし、まして統治者を選定 (*specification*) する自由なぞさらさらないからである。<sup>(5)</sup>

ロックの暗黙の同意概念に対する批判は、先に紹介したヒュームの批判と、ここにとり挙げたフィルマーの攻撃でもって尽きていると思う。

ロックの同意理論が政治権力正統性論として主張されているにしろ、あるいは国民の服従義務論として提出されているにしろ、相続や宿泊や街道を旅行することまでが暗黙の同意に含まれるというのであるから、国民は日常生活のなかで、国法の枠内で活動に従事しているばあいには、常に暗黙の同意を与えていることになる。すなわち、服従のあるところ同意あり、である。ロックの同意理論によれば、同意、契約、協約から政治権力が生じるのであって、この政治権力へ服従するのは同意をしているからである。同意のあるところ服従あり、なのである。同意は強制や必然性のあるところには存在する余地はない。同意は自由な選択の可能性のあるところには存在しない。これは明示的同意であれ、暗黙的同意であれ、ロックの強調してきたところである。結局、このよ

うな暗黙の同意概念の導入はロック同意理論のもつ規範論的意義を完全に否定し去るものである。

さらに、いかなる統治形態も、つまり民主制も、貴族制も、君主制も、右のような同意を得ているならば、ということは服従を確保しているならばということであるが、すべて正統性をもっており、ひとしく同意による統治形態である、と自己を主張することができる。同意による政治ということは、民主政治、議会政治、代議政治と呼ばれる民主主義的傾向をもった統治形態と結びつけて受けとられてきたかもしれないが、ロックの同意理論は必ずしも民主主義や民主制と結びつくものではない。かれは民主主義的な傾向をもった思想を表明するばあいもあるが、かれは決して民主主義を受け容れているわけではない。もし受け容れているならば、選挙権の問題や国民代表議会の構成等について論じている筈であるが、かかる議論を、かれの著作のなかに見出すことはできない。ロックはこういうことを主張するために同意理論に暗黙の同意概念を持ち込んだのであろうか。多分そうではあるまい。

市民社会あるいは政治社会（ロックにとってこの二つは同義である。第七章、とくにその第九〇節をみよ）において、政治権力は究極的に被治者の同意に基礎を置いている。成人の明示の同意（強制なき自由な選択にもとづく）なくして、何人も彼等を支配する政治権力をもつことはできない。これがロックの当初の基本的立場である。ところがこの原則は、実際、国民の政治生活の経験と事実によく適合せず、全く説得力をもたないということが、ロック自身にさえはつきり判った。つまり全国民（成人のみであるが）が政治権力に同意を与えているということが、何を証拠にして主張できるのか、という攻撃に応えなくてはならない。このことを説明するために、ロックは暗黙の同意を導入したのである。その結果、かれの同意理論は破綻したのであった。

ロックの同意理論は民主主義擁護論でも、服従義務論でもなく、政治権力正統論である。被治者の同意のみが政治権力に正統性を与える（第九九、一七一節）という思想は、現代では、とうてい賛成の得られるものではないが。但しロックの同意理論は、政治権力正統論にとどまるものではなく、抵抗権、革命権の主張の伏線となる

ものである。

先にロックの同意理論は民主主義擁護論ではないと言ったが、民主主義的性格をもっていることまでをも否定するものではない。かれの同意理論は、政治権力に対して被治者の同意を得られるように政治を行なうように勸説するものである。政治権力は国民世論に敏感に反応すべしという点では民主主義的要素をもっている。しかしロックは自由主義者ではあるが、民主主義者ではない。かれは国民主権とか国会主権を支持する姿勢を全く見せていない。

「最高権力は国民によって立法部に置かれている」(第一五三節) ことをロックは認めている。しかし立法部の選出方法については、国民による選挙に論及してはいる(第一五四、二二二節)が、これを積極的に支持しているようには思われない。

ロックの同意理論を整理しておこう。

(一) 政治権力に正統性を与えるのは被治者の同意である。

(二) 同意はプロパティの主体たる個々人の自治(律)権に基礎をおく。

(三) 明示の同意を与えた者は、その政治社会の「完全な成員」となる(第一一九節)。かれらは統治が崩壊するか、公的決定によって国家の成員であることを断つてしまわない限り永久に成員でなければならない(第二二〇節)。明示の同意以外に国家の完全成員となる方法は全くない(第二二二節)。ロックは明言していないが、この完全国民は政治上の権利・義務のすべてをもたねばならない。とりわけ被選挙権と選挙権の有資格者となる。但し、前者と後者の資格について財産上収入上の差別が当時あったことを銘記すべきである。ロックも当然この差別の現実を肯定していた筈である。なぜならロックはイングランド人でありイングランドの哲学者だからである。理論と現実とが一致しないばあいには、理論を犠牲にして現実に妥協するというのがイングランド式処理法だからである。完全国民にも二種類の国民がいるということである。

(四) 暗黙の同意者は「不完全」国民となる。ロックはこの言葉を使用していないが、明示的同意者のみが完全国民となることができると明言しており、この反対解釈として、明示的同意者以外は不完全国民であるという結論が出てくる。国家創設第二世代以降の人びとはほとんど全員が暗黙の同意者になるのではなからうか。現実に明示的同意を与えるか否かについて、このことを具体化する制度は存在していない。ロックもこれについての立法論を述べていない。かれは、相続人が相続したとき、未成人が成人に達したとき暗黙の同意があったものとする、と述べるにとどまる。ロックの陳述は混乱しており、われわれはこの混乱をそのまま受けとるべきであると考ええる。現代的立場からロックの矛盾や混乱を整合的に解釈する必要はない。ロックも時代の子であり、当然時代の制約を背負いこんでいるのである。相続人は相続するまでは、いかなる意味でも国民ではなく、未成人は成人に達するまでは国民ではない。まことに奇妙な思想ではあるが、ロックの明言している思想の論理的帰結である。

(五) 当該国家に居住あるいは滞在する外国人や外国人旅行者は、暗黙の同意によって国法への服従義務を負う。かれらは国家の成員ではなく、居住、滞在している期間中だけ服従義務を負う。

以上がロック同意理論の概要である。かれの論ずるところによれば、かれの国家には、二種類の国民が存在することになる。完全国民と不完全国民である。おそらく前者はきわめて少数で、後者は圧倒的多数である。完全国民は少数の有産者を、不完全国民は圧倒的多数の無産者を意味していると解釈するならば、ロックの抽象的な議論はにわかに現実味をおびてくる。

完全国民と不完全国民は生命、身体、自由の保全の点では利害の対立はない。しかし財産の保全については、所有者（完全国民）と無所有者（不完全国民）との間には対立、抗争が存在する。有産者は財産の侵害や喪失の不安と恐怖に日夜苛まれている。無産者は今日の糧をいかにして手に入れるかで苦しんでいる。有産者は無産者の数と集団力に恐怖し、経済のみならず政治においても出来るだけ、彼等を無力の状態におしとどめておきたか

った。

それ故完全国民のみが国政に関する権利と義務を独占し、不完全国民はただ服従の義務のみを課され、政治的権利は一切与えられない。いかなる範囲の人びとが完全国民なのか、ロックはこれについて、明示の同意者と言う以外、明確なことは語っていない。ただひとつ土地所有者は完全国民に含まれると解釈できる陳述があるが、これも収入額などについては全くふれていない。ただ土地所有者というだけである。

人は誰でも、まず最初、あるコモンウェルスに加入するときには、自分自身をこれに結合させることによって、同時に、自分が現在所有しているか、あるいは将来所有することになる所有物で、まだ他のいかなる統治にも所属していない物を、この共同体に結合させ、その支配下に置くことになるのである。なぜなら、誰でも人が他人とともに社会に入るのは、所有の保障と調整のためなのであり、かれの土地所有は、その社会の法によって規制されるべきなのである。ところが、その土地の所有者である彼自身はこの統治の臣民でありながら、彼の土地のほうはこの統治の支配権を免れている、などと考えるとすれば、それは全くの矛盾ということになるからである（第一二〇節）。

明示の同意を与えた土地所有者が完全国民である、とロックが考えていたと推測しても、あながち間違っていないとは言えないであろう。なぜなら、土地所有者以外の者はイングランドに恒常的の利害をもっていないから選挙権資格者から排除すべきであるという考えが「パトニー論争」(一六四七)におけるオリヴァ・クロムウェルやヘンリー・アイアトン等の主張<sup>6</sup>以来、イングランドの支配層の常識となっていたからである。ロックは完全国民についてこれ以上のことは何も語っていない。

そもそもロックの同意理論は、名誉革命政府の正統性を証明するための理論であった。政治権力が正統である



か否かは国民の同意があるか否かである。ところが全国民の同意はどのようにして得られたのか説明せよと迫られて、ロックは暗黙の同意概念を導入したのである。これによって、イングランドに居住するすべての人が革命政府に対する服従義務を負っているということを証明することが一応できた。ところが暗黙の同意の導入によって、完全国民と不完全国民という二種類の国民が登場することになった。ロックは、この二種類の国民を、いかなる基準で分類するのか、全く語っていない。しかしながら、イングランドの歴史的コンテクストからこの問題にアプローチすると、完全国民は土地所有を中心とした有産者で、不完全国民は農業労働者、職人を中心とした低所得層の人びとであろう。前者は完全な政治的権利を有し、後者は政治的権利（とりわけ選挙権）を完全に否定され、服従義務のみを課される国民である。断わるまでもないことであるが、このことは、すべての人間は生まれながらに自由・平等かつ独立しているというロックの基本原理と完全に矛盾するものである。

このようにロックの同意理論は政治的義務論へと変質していった側面があるが、もともとは、政治権力正統論であるということを確認しておくかなければならない。それは市民社会（絶対君主制は市民社会ではない（第九〇節））の政治権力が、いかにしたら正統性を、すなわち政治的権威を獲得することができるかを説いたものである。人民の同意に反しプロパティを侵害し法や公共善を蹂躪する政治権力に対しては、人民の側には革命権、抵抗権があるのだということを主張するのがロックの眼目であった。但しロックは決して革命や抵抗や反抗の煽動者ではない。かれは常に政治的権威の味方であって、抵抗権の発動についても慎重のうえにも慎重を期せと説いている。

さらに言えば、ロックの「同意による政治」論は、君主全能、国家全能の時代にあつて、立憲君主制、制限君主制を志向し、十七世紀イングランドの中産階級をして、その実現に向けての第一歩を踏み出さしめたのである。その後、この思想は立憲主義政治としてリベラル・デモクラシー体制を採る諸国家において実現をみることになるのである。

ロック流あるいはイングランド流の「同意による政治」は政治的反対派をへかへによって、つまり投獄や秘密警察や強制収容所やテロリズム等々の手段に訴えて、国民を恐怖のどん底におとし入れて、自分たちの意志を強制する左右の、とりわけ左の全体主義体制とは対立する国家体制を志向する。それは国民世論の動向に配慮する政治の実現を志向し、このために議会制民主主義を発展させ、世論によって、つまりへかへによって反対派の生命と身体を抹殺するのではなく、平和裡の政権交代の制度をつくりあげてきたのである。この第一歩を踏み出したのが十七世イングランドの中産階級であった。ロンドン大学政治学教授で一時マルクス主義に接近し労働党委員長をつとめたこともあるハロルド・ラスキ（一八九三—一九五〇）は、この十七世紀イングランドの中産階級の政治的才能に最大級の讃辞を呈している。

ニュートンやホッブズの天才がいかに偉大なりと言えども、この時代に、王国の国家構造を自分たちの目的に合わせて完璧に改造してしまったイングランドの中産階級の集団的天才は、ニュートンやホッブズの天才と比較しても決して見劣りするものではない。<sup>7)</sup>

- (1) D. Hume, *Of the Original Contract* (1748) in: D. Hume, *Political Essays*, edited Knud Haakonsen (Cambridge U. P., 1994), p.193. 小松茂夫訳『市民の国について(上巻)』(岩波文庫一九五七)一三七頁。小西嘉四郎訳「原始契約について」(世界の名著第二七巻『ロック、ヒューム』中央公論社一九六八)五四六頁。
- (2) John Dunn, *Consent in the Political Theory of John Locke*, in: *John Locke: Critical Assessment*, vol. III, ed. R. Ashcraft (London: Routledge, 1991), pp.528, 542.
- (3) 本田喜代治・平岡昇訳『人間不平等起源論』(岩波文庫一九五七)二七頁。
- (4) このことについてはさしあたり林喜代美「法の優位から議会主義への転回」(徳島大学教養部紀要(人文・社会科学)第十一号、一九七六)を参照。

- (5) R. Filmer, *Patriarcha and Other Political Works*, ed. P. Laslett (Oxford: Basil Blackwell, 1947) p.82.
- (6) 詳細についてはさしあたり以下を参照せよ。林喜代美「イギリス市民革命期の憲法思想研究Ⅲ——『パトニー論争』——」『徳島大学教養部紀要(人文・社会科学)』第十六卷一九八一、一五—五五頁。
- (7) H. J. Laski, *The Rise of European Liberalism* (1936) (London: George Allen and Unwin, 1962), p.60. 石上良平訳『ヨーロッパ自由主義の発達』(みすず書房一九五二) 八二頁。

### 三 信託権力論

人間の政治的権利と政治的義務はすべて、当事者の契約より生ずる、契約のみから生ずると主張する人びとを社会契約論者と呼ぶとすれば、ロックは社会契約論者ではない。かれの国家理論は次の点で契約論的説明を採用していないからである。

- (一) 自然状態においては自然法が支配している(『統治論』第二篇第二章)。自然法は理性法であって、契約の拘束力は自然法より生ずる。自然法は人間の契約から生じた規範ではない。社会契約論者は契約締結以前に契約は遵守さるべしという規範が存在していなければ、契約の成立する余地はないということに気づいていない。
- (二) ロックは、政治権力が父権から生じると主張する人びとを「最も盲目的」な人間であると攻撃しながら(第六一節)、他方で「父親が君主になることが、いかに容易であったかは想像に難くない」(第七四節)と語っている。契約、合意によらない政治権力の成立を認めているのである。
- (三) 政治権力は国民の信託した権力である(第一四九節)。政治権力のもつ権利と義務は、国民との間の契約によって決定されているのではなく、国民の「信託」によって決定されるのだというのである。信託とはエクイティ裁判所によって発展させられてきた法観念であって、私法上の制度である。それはエクイティから派生したものであって、いわゆる契約(contract)ではないとされている。

ロッキは信頼 (Trust) が人間の社会生活全般において最も基本的なモラルだと確信していた。かれは信頼を「社会の絆」<sup>①</sup>であると主張している。信頼は、われわれが日頃経験するように、大変もろいものではあるが、これが失われてしまえば、一切の合意も約束も宣誓も、その存立の根拠を失って、社会は崩壊する。近代社会は契約社会と言われるが、その基底にあって社会を支えているのは、人間と人間との信頼関係なのである。この具体的現われが契約であったり、約束であったり、誓約であったりするのである。これを守らなければ信頼は失われ、社会は解体する。それ故「約束とか宣誓とかは、全能の神をさえ拘束する絆なのである」(第一九五節)。信頼なくして人類の社会生活も共存もあり得ないというのがキリスト教徒ロッキの信念であった。

ロッキは君主権力全能の時代に生き、君主権力ひいては政治権力の危険性を鋭く自覚していた。しかもかれは世俗生活においても信仰生活においても自由を熱望していた。政治権力を全面否定すれば自然状態へ回帰する。この道を選択しないとすれば、政治権力を制限する道を探るしかない。それが信託権力論である。人間は互いに信頼関係を築き、これを維持発展させるように努力すべきである。これは自然法上の義務である。これと同じように治者と被治者との関係も信頼に基礎をおき、これを特に政治権力者が裏切らないようにすべきである。なぜなら政治権力者の裏切りは影響するところ大で、必ず被治者に大いなる苦痛をもたらすからである。そしてこの裏切りに対する最終的な解決策が被治者の革命権、抵抗権の行使であることは後ほど見るとおりである。ロッキは信託権力論を、著作活動の早い段階で、信仰の自由を主張する『寛容についてのエッセイ』(一六六七)のなかではつきりと打ち出している。

為政者に授けられている信託と権力と権威のすべては、かれが統治する社会の人びとの福祉と保存と平和のためだけのものであって、これ以外の目的のためではない。<sup>②</sup>

ロックの政治権力は被治者の同意によって設立される。同意なき政治権力は正統性をもたぬ。政治権力設立の目的は各人のプロパティ（生命、身体、自由、財産）の保全とそのよりよき享受である。ここに既に各人が革命権、抵抗権の主体であるという主張の根拠を見出すことができる。そして信託権力論もまた被治者の革命権につながるのである。

ロックによれば国家権力のなかで最高の権力は立法権である。そればかりか、立法権は神聖かつ不変（他の誰かに立法権を移譲することなどできない）の権力である（第一三四節）。たとえ君主の命令であっても「国民が選出し任命した立法部の承認のないかぎり」法としての効力をもつことができない（同節）。なぜならこの承認は社会自身の同意と同義であって、いかなる権力といえども社会の授けた権威なくして当該社会を拘束する立法を為すことはできないからである。ロックのこれらの言明から、立法権力、立法部が君主権力（当時は立法権と執行権を含んでいた）よりも上位におかれていると結論することができそうである。ロックは国民主権か国会主権のどちらかを支持していると判断してもよさそうである。しかしこの判断はしばらく差し控えたほうがよいように思う。ここではロックが信託権力としての立法権（立法部）をどのように論じているかをみることにしよう。かれは繰り返し立法権は信託権力であって一定の目的による制限をうけているのだと主張している（第二二、一三四、一三六、一四二、一四九節）。ここでは第一四九節の文章を紹介しておこう。ロックは、そこで立法権は政治社会の保全と社会各員の保全のための最高権力であって、その他の権力はすべて立法権に従属しなければならぬと主張したあとで、こう述べている。

立法部も一定の目的のために行動すべきひとつの（信託権力）にすぎないのであるから、立法部が自己に寄せられている信託に違反する行動をとっていることが判明すれば、（立法部）を解任したり更迭したりする（最高権力）は、依然として（国民）の手のうちにあるのである。ある目的を達成するために信託された（権力）

はすべて、その目的によって制限されており、その目的がはっきりと無視されたり、妨害されたりしたばあいには、いつでも信託は、当然に剥奪されるべきであり、この権力は、これを与えた人びとの手に再び戻され、そしてこの人びとは、この権力を、自分たちへの安全と保護のために最も確実だと思われるところへ、改めて信託することができるのである（第一四九節）。

これにつづけてロックは主張する。いずれにせよ「政府が存続する間は立法権が最高権力であり」「是非とも最高であらねばならず、他の権力はすべて立法権に由来し、これに従属するのである」（第一五〇節）。これらの主張から、われわれは、ロックを間違いなく国民主権論者か議会主権論者であると確信するであろう。ところが、このあとすぐにロックは君主主義論者に変身する。

ロックは立法権と執行権との関係について二つの形態があると言う。ひとつは執行権が立法権に参与しないもの、もうひとつは参与するもの、である。前者のばあいは、執行権は立法権の下に立ち、立法権に対して責任を負っている。立法権は執行権を自由に改造、解職できる（第一五二節）。

ところが後者のばあい、というのは実はイングランドのばあいなのであるが、このばあいには事態は逆転するとロックは考えるのである。

〈立法部〉が常設でなく、執行権がただひとり的人物に与えられ、この人物が立法にも参与しているようなコモンウェルスも存在するのである。このような国家においては、ごくおおまかな意味で、この人物を〈最高位者〉と呼んでよからう。しかし、このことは彼が自己の内に一切の最高権力すなわち立法権をもっているということを意味するものではない。それは彼自ら〈最高の執行権〉をもち、下位の官吏はすべて、それぞれの従属権力の全部、あるいは少なくともその大部分を、彼からひき出しているからである。そのうえ、彼の同意

なしには法をつくることができず、また彼が自ら同意して立法部のほかの人びとに服従するなどということは到底期待できないから、彼に優越する立法部は存在せず、この意味で彼はまさしく「最高」なのである（第一五一節）。

これは君主主権の肯定であると言つてよいであろう。ロックは、イングランドの憲法が諸権力の混合政体であるという認識をもっていたようであるが、しかしながら、結局、イングランド国王は、法律拒否権をもっており、これによってパラメントよりも上位者となる。国王はいかなる人の命令にもいかなる権力の命令にも服従する義務はない。また国王は執行権の最高権力者として自己のサーヴァントのみならず、全国民に命令を発することができる。

国王の同意なくして立法はできないというロックの言葉は、当時のイングランドの政治の現実を追認したものである。王政復古（一六六〇）後、ロング・パラメント（一六四〇―一六〇）が制定した一切の議会制定法は、国王の同意を得ていなかったという理由で、そのまま無効であった。つまりそれらを無効とする法律も制定されず無効宣言も発されなかった。国王の同意なしで制定されていたのだから、そのまま無効という扱いであった。<sup>3)</sup>

ロックが議会主権原理を否定し、君主主権原理を受け容れていると思われる証拠は、これ以外にもたくさんある。かれが国王大権として認めるものは次のごとし。（一）立法部の召集・解散（第一五四、一五六、一六七節）。（二）立法部の選挙人、選挙区の改革（第一五八節）。議会がこの改革に賛成しないばあいでも国王は断行できる。（三）公共の福祉のためならば法の明文規定に違反することも許される（第一五八節）。

これらの主張を支えているのが公共の福祉論である。ロックは、ここでは、まるで国王大権の擁護者の観を呈している。

〈国王大権〉というものは、予測できぬ不確実な出来事が起こって、一定不変の法では（国家を）安全に導くことができないばあいに、公共の福祉を図るために君主の手に委ねられた権力にはかならない。したがって、明らかに国民の福祉のためになされることおよび統治をその真の基礎のうえに確立するためになされることは、たとえどのようなことであっても、すべて正当な大権行使であり、また常にそうである（第一五八節）。

かくして国王権力も国民の福祉のための信託権力であるという主張も、議会制定法による国王権力制限の思想も、つまり立憲君主制、あるいは制限君主制の思想も、ここに至って無意味となる。なぜなら何が国民の福祉であるかについての決定権は、立法権を超えている最高権力者たる国王に帰属しているからである。それ故、国王の決定に異議ある国民は合法的に国王と争うことはできない。パラメントも国王と合法的に争うことはできない。議会の最高権力性は否定されているからである。かくしてロックはこう結論する。

国民全体としても、また個人としても、自分たちの権利を奪われ、権利なき権力の行使下に置かれて、しかも地上に訴えるところがないばあいには、国民には天に訴える権利がある（第一六八節）。

これは最悪の結論である。国民の生命が失われ、国民の血が流されるからである。しかしながらパラメントの主権（至上性、優越性）を否定したロックは、もはや、伝統的な抵抗権理論を援用することはできない。結局、かれは〈国民〉を持ち出さざるを得ないのである。君主主権（君主の執行権の至高性）に優越する国民という思想は、当時にとっては大胆な思想であって、既にこれだけで革命的である。というのは、伝統的抵抗権理論は原則的に一定の官職に就いている者のみ抵抗権を認めるにすぎなかったからである。しかし、ロックのこの結論は、政府の起源と任務に関する彼の理論のなかに原理的に含まれているものなのである。



ロックは矛盾したことを述べたり、同じ議論をだらだらと繰り返してみたりして、読む者に相当の忍耐力を要求するが、かれの理論（プロパティ理論、同意理論、信託権力論）の筋道を追いかけてみれば、かれの憲法・政治理論の最終目的が、個人および国民が抵抗権もしくは革命権の主体であるということ論証することであった、ということが了解されるのである。

ロックは信託権力論を以下のように総括している。

人びとが社会に入る理由は、自分たちのプロパティの保全にある。そして、彼らが立法部を選挙し、これに権限を付与する目的は、社会の全成員のプロパティの番人や防壁として、社会の各部分と各成員の権力を制限し、その支配を適度に抑えるために法をつくり、規則を定めることにある。なぜなら各個人が社会に入ることによって確保しようと企てたもの、そしてそのためにこそ、国民が自らつくり出した立法者に服しているもの、こうしたものを破壊する権力を立法部がもつべきだ、というのが社会の意志であるとは到底考えられないからである。したがって立法者が国民のプロパティを奪い去り、これを破壊しようと努めるばあい、あるいは国民を勝手気ままな権力のもとにある奴隷の状態におとしめようと努めるばあいには、必ず彼ら立法者は国民との戦争状態に身を投ずることになり、このことによって、国民はもはやいかなる服従からも解放され、神が力と暴力に備えて万人のために用意した共通の避難所へ逃れることになる。したがって立法部が社会のこの基本的な規則を犯し、国民の生命、自由、財産に対する絶対的権力を、その野心や恐怖や愚かさや墮落から、自ら握ろうとしたり、あるいは誰か他の人の手に委ねようと努めるばあいには、つねに立法部は、この背信行為により、国民がそれとは全く反対の目的のために彼らの手に託していた権力を喪失することになるのであり、この権力は国民の手に戻るのである。なぜなら、国民はその根源的な自由を回復する権利をもち、（自分たちが適当だと思ふような）新しい立法部を樹立することによって、彼らが社会に身を置く目的である、自分たち自

身の安全と保護のために備える権利をもっているからである。ここで私が立法部一般について述べたことは、最高の執行権者にもあてはまる。彼は立法権と法の最高執行権の両方にあずかるという二重の信託を受けているのだから、自分一個の身勝手な意志を社会の法としてうち立てようとするばあいには、両方の信託に背く行為をしていることになる（第二二二節）。

- (1) J. Locke, *Essays on the Law of Nature* (1663-4), ed. W. von Leyden (Oxford U. P., 1954), p.213. 浜林正夫訳『自然法論』（世界大思想全集『ホッブズ・ロック・ハリントン』河出書房新社一九六二）一八二頁。
- (2) J. Locke, *An Essays on Toleration* (1667), in J. Locke, *Political Essays*, ed. M. Goldie (Cambridge U. P., 1997), p.135. 本書一四二ページでロックは立法権力も信託権力であると主張している。
- (3) F. W. Maitland, *The Constitutional History of England* (1908) (Cambridge U. P., 1955), p.282. 小山貞夫訳『イングランド憲法史』（創文社一九八一）三七四頁。

#### 四 抵抗権論

個々人は自己のプロパティ（生命、身体、自由、財産）を、平和と秩序のもとで保全するために、各人の同意をもって政治社会（市民社会）を設立する。

政治権力とは「プロパティを調整し保全するために……法律をつくり、法律を執行し、外敵から国家を防衛するにあたって共同社会（Community）の力を使用する権利のことであり、しかもこれらすべてをただ公共の福祉のためにのみ行なう権利である（第三節）。

立法権も執行権も国民のプロパティの保全のため国民が信託した権力である。当然、信託の目的によって政治権力は制限されている。

国家の任務は平和と治安の維持に限定される。国家は夜警国家あるいは最小国家であらねばならない。なぜなら、自然状態においては、各人のプロパティには何の制限もなかった。ここではプロパティはほぼ自由と同一であった。国家設立以後も、できるかぎりこのプロパティ＝自由をそっくりそのまま保全することが理想である。ロックが強調する自由とは、まず放置しておいてもらう権利、干渉されない権利である。この自由は、アイザイア・バーリンが消極的自由と命名して、人間的自由にとって不可欠のものとして、その重要性を力説するところの自由である。<sup>(1)</sup>

いかなる政治権力も絶対無制約なものではあり得ない。それは国民のプロパティの保全とこのための平和と治安の維持に限定されている。政治権力は、このためにのみ国民から信託された権力である。

いかなる人も、自然状態において、他人の生命、身体、自由、財産に対して、いかなる恣意的な権力ももっていないかった。政治権力がもち得る権力も決してこれ以上のものではあり得ない。なぜなら何人も自己のもっていない権力を政治権力に委ねることはできないからである。

かくして「自然法は、万人に対して、すなわち立法者に対しても、その他の人びとに対しても、永遠の掟として屹立しているのである」(第二三五節)。そして「自然法の根本は人類の保全にあるのであるから、自然法に違反しているいかなる人定法上の制裁も正当でも有効でもあり得ないのである」(第二三五節)。

政治権力の任務は、国民のプロパティを最大限に保全することである。つまり国民の生命、身体、財産の安全を保障し、自由を最大限に実現することである。国家は設立の目的と国民の信託と自然法によって制限をうける最小国家であらねばならない。

自由を実現するためには、一般的、客観的、恒常的な法による統治が貫徹していなければならない。なぜなら、かかる法の支配のもとにしか予測可能性は存在し得ないからである。予測可能性がなければ、選択可能性も存在しない。選択可能性がなければ、実際、自由は存在し得ないのである。政治権力が広い自由裁量権をもっている

ところでは、国民の眞の自由は存在し得ない。なぜならかかる国家は、国民が自由な決定や選択をしたとしても、これに介入、干渉する権限をもっているからである。ロックは自由裁量のあるところには自由は存在し得ないことを明確に認識していた。

前述のごとくロックにとつて法の任務は積極的に活動する国民の自由を保障することであつた。そして自由の保障とは、自由への侵害、干渉、妨害を排除することである。

法とは、その眞の概念においては、自由で知的な行為者を制限するよりは、むしろかれ本来の利益へと導いていくものであり、その法の下にある人びとの一般的福祉のために必要なこと以上を命ずるものではない。…法の目的は自由を廃止したり制限したりすることではなく、自由を保全し拡大することなのである。なぜなら法をもち得る被造物にとつては、どのような状態においても、法がなければ、自由もまたないからである。自由とは、他人による制限や暴力から自由であることである。そして自由は法のないところには存在し得ないのである（第五七節）。

だが、自由は恣意的な法の支配のもとには存在し得ない。自由は一般的、客観的、恒常的な法の支配のもとでしか存在し得ない（第八七節）。専制的支配とは「制定された恒常的な法をもたない統治」である（第一二七節）。結局「法の終わるところ、つねに専制がはじまるのである」（第一〇二節）。

それではへ法の支配の終わりとは、どういふばあいをいふのであろうか。ロックは五つのばあいを挙げてい

る。

(一) 君主が立法部によつて宣言された社会の意志としての法の代わりに、自分の勝手気ままな意志をうち立てるばあい（第二一四節）。

(二) 君主が、立法部が設立の目的に従って適切な時期に集会を行なったり、自由に行動することを妨害するばあい(第二一五節)。

(三) 君主が、国民の同意なしに、また国民の利益に反して、選挙人や選挙方法に変更を加えたばあい(第二一六節)。

(四) 君主あるいは立法部が、国民を外国の支配に引き渡したばあい(第二一七節)。

(五) 最高執行権者が、その責務を怠ったり、放棄したりして、法が執行されなくなっているばあい(第二一九節)。

これら五つのケースは、ロックが政府(統治)の解体と呼ぶものである。みられるごとく、ロックは君主の執行権のみならず、立法権の信託違反をも想定している。立法権は国家権力のなかで最高の権力である。この最高権力たる立法権が信託違反をしたばあい、一体、いかなる権力によって、これに抵抗するのか。

ロックは、ここで、政治社会(political society)、市民社会(civil society)という概念とは異なる共同社会あるいは共同体(Community)とどう概念を自覚的に展開する。共同社会という概念は『統治二論』のはじめから(第三節)政治権力の根源的権力体として、絶えず登場している概念であるが、第十三章「国家の諸権力の従属関係について」において、立法権と共同社会の権力との関係が自覚的に展開されている。

設立されたコモンウェルスが、それ自身の基盤の上に立ち、それ自身の本性に従って任務を果しているばあい、すなわち共同社会(Community)の保全のために行動しているばあい、そこにはただひとつの最高権力しかない。これが立法権である。これ以外の一切の権力は、これに服従しているし、また服従しなければならぬ。しかし、立法権も一定の目的のために行動すべきひとつの信託権力にすぎないのであるから、立法権が与えられた信託に反する行動をとっていることがわかれば、立法権を排除したり変更したりする最高権力は、依

然として国民の掌中にあるのである。なぜなら、ある目的を達成するために信託された権力は、すべて、その目的によって制限されており、その目的が明らかに無視されたり、妨害されたりしたばあいには、いつでもその信託は当然に剥奪されなければならない。この権力は、これを与えた人びとの手に戻らなければならないからである。そしてこの人びとは、この権力を自分たちの安全と保護のために最も適切だと思ふところへ改めて信託することができるのである。このように共同社会（Community）は、何人でも、たとえ彼らの立法者であっても、臣民の自由と財産を害する企図をもって、これを実行する愚劣と邪悪を示すときには、このような企みや陰謀から、自己を救出する最高権力を常に保有しているのである（第一四九節）。

かくして、共同社会は、潜在的には、常に最高権力である（第一四九節）。そして国民のこの最高権力は「政府が解体するまでは決して行使され得ないのである」（第一四九節）。

こうしてロックは、信託違反の立法権力に対する抵抗の拠点を見い出すことができた。しかしながら、ロックは、国民の最高権力（現代的には憲法制定権力）によって制定された最高法もしくは基本法としての憲法によって、一切の国家権力とりわけ立法権力を制限拘束するという近代的憲法思想に思い至ることは決してなかった。この思想は、ロックの『統治二論』出版より四〇年も前に、ピューリタン革命において、革命派のレヴェラーズが「人民協約」という成典憲法構想として具体化していたのである<sup>2)</sup>。しかし、この国民の憲法制定権力にもとづく成典憲法構想は、クロムウェルのテロリズムによって歴史の舞台から抹殺され、ロックの知るところではなかったようである。

いづれにせよ、ロックが説く立法権の制限は信託権力論の域を出るものではなく、抽象的であって、立法権と国民との間に、立法権の行動について争いが発生したばあいには、これを合法的に解決する途は全然ない。結局、「天に訴える」しか途は残されていないのである。ロックは立法権に対する制限を四つ挙げている（第一四

二節)。

(一) 立法権は公布され確立された法によって支配すべきである。同一の法を全国民に平等に適用すべきである。

(二) 法は、国民の福祉以外のいかなる目的のためにも立案されてはならない。

(三) 立法権は、国民が直接あるいは代表者を通じて同意を与えるのでなければ、国民の財産に課税してはならない。

(四) 立法権は、法律制定権を他のいかなる者にも委譲してはならないし、また委譲することもできない。

ところで立法権にしる、執行権にしる、国民の信託に違反したり、前記の制限を侵害したりして紛争が発生したばあい、ロックの憲法理論には、これを合法的に解決する手段も、最高権力者も、最終の審判者も存在しない。ロックが当然のごとく受け容れていたイングランドの国制は混合政体であって、憲法的紛争について最終的裁定をくだすことのできる最高の権力あるいは権威がどこに、誰に存在するのか判然としないのである。というよりは、かかる最高権力が存在しないのである。国王の専制が非難攻撃され、紛争が発生しても、議会も、いかなる裁判所も、これを解決する資格も権限ももっていない。議会の圧制のばあいも、これと同じである。国王にも、いかなる裁判所にも紛争を解決する資格も権限もない。それ故、このようなばあい、「裁き人は国民である」(第二四〇節)とロックは宣言する。かくして、自分は圧制の下にあってプロパティを侵害されていると考える国民は、すべて、このことを「天に訴える」ことが許されなければならない。(第二〇、二一、一六八、一七六、二四一、二四二節)。かれらは、国王や議会を襲撃し、彼等から加えられている専制支配をくつがえし、新しい政府を、新しい統治を樹立することが認められなければならない。

だが、これは、誰が想像しても、完全な混乱、無政府状態、内乱を帰結する。ロックはこのような非難に応答する必要があると考えた。かれによれば、専制には二種類のものがある。ひとつは、個々の国民に対して、個別

のかつ一時的に加えられる権力濫用である。もうひとつは、国民全体に対して加えられる専制である。これは統治体系と国民の自由および権利を全面的につくがえそうとする継続的な専制、権力濫用である。前者については、司法的、平和的救済の方法がないわけではないので、直ちに天へ訴えるということは認めがたい。さらに、君主制国家においては、普通、<sup>レ</sup>国王は悪を為し得ず<sup>ヽ</sup>あるいは<sup>レ</sup>国王の無答責<sup>ヽ</sup>という原理が採用されていて、国王自身の責任を直接追求することは許されていない（第二〇五節）。しかし、国王のサーヴァントの権力濫用や不法行為に対しては抵抗が許される（第二〇五節）。前者のばあいには、こういうことで混乱は少しは緩和されることになっている。但し、国王が国民との戦争状態に身を投じ統治を崩壊させるばあいは、国王に対する直接の抵抗が許される（第二〇五節）。

また国王と一部の国民との間に紛争が発生したばあい、このばあいの適当な審判者は国民全体である。しかし、この解決策を国王とかれの行政官が拒否するばあいには、国民には天に訴える以外に道は残されていない（第二四二節）。

要するに、個別的専制であっても、法的、平和的な救済の途が閉ざされてしまったばあいには、被害当事者は天へ訴えることが許されるというのがロックの信念である。これは個々人の権利である。天に訴えるかどうかは「ひとり私だけが、自分自身の良心において、審判者となることができるだけである。そして、これについては、私は最後の審判の日に万人の至高の審判者である神に対してお答えするつもりである」（第二二節）。さらにロックは念を入れて言う。「至高の審判者たる神に訴えるべきかどうかは、各人が自ら判定者なのである」（第二四一節）。

しかしながら、少数の人間が強大な国王権力に抵抗してみても、成功は覚束無い。むしろ、身の破滅である。それ故、ロックは出来る限り多数の国民による抵抗を勧説するのであって、決して個人が抵抗権の主体であることを否定しているのではない。次に紹介するロックの言葉は、このことを誰にもわかるように平易に説明してい



らと思われる。明らかな暴政という事態が、

二、三の私人の身にふりかかるにとどまるのであれば、彼等が自分たち自身を防衛し、不法な暴力で奪い取られたものを力によって取りもどす権利をもつていても、自分たちのほうが破滅させられるにまわっている闘争に、そうする権利があるからといって、軽々しく乗り出しはしないものである。国民の大多数が、われ関せず、と考えているばあいには、ひとりあるいは数人の抑圧された人びとが政府を攪乱することは不可能なのである。それは、たけり狂っている狂人や頭にきた不満分子ひとりの力では、安定した国家をくつがえすことができないのと同じである。国民は、これらいずれのばあいでも、決してこれに追従しようとするものではないからである（第二〇八節）。

さらに、ロックは国民の保守性を挙げている（第一六八、二二三、二二五、二二八節）。国民は少しばかりの圧制には我慢するもので、革命をおこすようなことはなかなかしないものである。

国民は抵抗によって自分たちの権利を回復しようとするよりは、むしろ苦しみに耐える傾向が強いから、禍が広まって支配者の悪巧みが明るみに出るとか、その企てが大多数の人の身に感じられるようになるまでは、なかなか動き出そうとしないものである（第二三〇節）。

さらにロックは、国民の抵抗権を認める学説は「反乱に対する最上の防壁であり、それを阻止する最も有望な手段である」（第二二六節）と主張する。というのは、圧制を防止する最適の方法は、最もこれに陥る誘惑にさらされている権力の座にある者に、圧制のひきおこす恐るべき結果（内乱）と圧制が正義に反することを常に教

えてやることだからである（第二二六節）。

このようにロックは、個人に抵抗権、革命権を認めても、これが直ちに内乱をひきおこすわけではないということを繰り返して丁寧に説いている。こうした事情から考えても、ロックが国民全体はもちろんのこと、個々の国民にも抵抗権を認めていることが確認される。再度、このことを、ロックの次の文章で確認しておこう。

国民全体としても、また個人としても、自分たちの権利を奪われ、権利なき権力の行使下に置かれて、しかも地上に訴えるところがないばあいには、訴えるべき十分に重要な理由があると判断すれば、いつでも彼等には天に訴える権利がある（第一六八節）。

しかしながら、ロックが認めているのは、国民全体の集団的な抵抗権のみで、個人には抵抗権を認めていないとし、しかも抵抗は「天への訴え」すなわち「祈り」にとどまると解釈する研究者もいる。<sup>3)</sup>だが、上述のごとく、ロックははっきりと個人の抵抗権を肯定しており、行使の仕方について勧告しているにすぎないのである。つまり多数の人びとの意見や動向に充分に注意して良心的かつ実効的に抵抗権を行使すべきである。そうでなければ反乱は成功しないし、参加者は犬死にするだけである。ただしロックのこの勧告は現実にはあまり意味をもつものではない。なぜなら、いかなる反乱計画者もできるかぎり多数の人びとの意見や情念を考慮に入れながら計画をたて、できるかぎり多数の人びとを参加させようとするからである。「天への訴え」も単なる「祈り」ではなく「武力の行使」を意味する。このことは「天への訴え」ということばが用いられている文脈から容易に理解される。また『旧約聖書』のエフタ（『士師記』第十一章第二十七節）の例を持ち出していることから、武力の行使であることが明白である（第二二節）。ロックの抵抗権論は論理的矛盾を含まず、明晰であり、また自信にあふれている。かれの抵抗権論は、かれのプロパティ論と同意理論と信託理論の論理的帰結である。この点

から考察してもロックの抵抗権論は当然に個人の抵抗権を含むものでなければならない。ロックの抵抗権論には誤解を与えるような要素は含まれていないと思われる。

(1) I. Berlin, *Two Concepts of Liberty* (1957), in his, *Liberty*, ed. H. Hardy (Oxford U. P., 2002), pp.166-217. バーリン (生松 敬三・小川晃一・小池銈訳) 『自由論Ⅱ』(みすず書房一九七二)一九五—三九〇頁。

(2) 詳細については前掲「拙稿」を参照されたい。「イギリス市民革命期の憲法思想研究Ⅲ——『パトニー論争』——」  
(3) 宮沢俊義「抵抗権史上に於けるロック」(一九二五)、宮沢俊義『憲法の思想』(岩波書店一九六七)二二二—二五  
一頁。藤原保信教授も、ロックは個人の抵抗権を認めたいと解釈しているようである。藤原保信「ロックの契約論と革命」飯坂良明・田中浩・藤原保信編著『社会契約説——近代民主主義思想の源流——』(新評論一九七七)一九一—二〇三頁。

## おわりに

各人は個人のプロパティ(生命、身体、自由、財産)を自然状態におけるよりもより安全かつ永続的に享有するために、コモンウェルス(政治社会、市民社会)を契約(同意)によって設立し、既にコモンウェルスが存在するばあいには、これに加入する。

政治権力は、契約上、被治者のプロパティの保全という目的によって制限されている。同意はこの目的の範囲内で与えられたものである。それ故、政治権力がこの目的の範囲を逸脱したばあいには、政治権力は正統性を失い、被治者は同意を撤回し、抵抗することが許される。これがロックの同意理論の核心である。なお、この同意はプロパティの主体である個人の自治権、自律権に基礎をおくものである。このことは、のちに、ロックが個人の抵抗権を認めているか否かという問題に関連してくるので、ここでも確認しておきたい。

ロックは、個人のプロパティを自然権つまり道徳的権利すなわち人定法（実定法）を超える価値を有する権利である、という堅い道徳的信念をもっていたので、各人のプロパティは各人の同意なくして制限されたり、奪われたりしてはならないと確信していた。それ故、同意なき政治権力はそれ自体専制的であるとロックは主張する。前述のごとく、かれは、絶対君主権力は、それ自体、市民的統治の形態ではあり得ないと宣言している（第九〇節）。同意なき政治権力は正統性をもたぬというのがロックの信念である。

かれは、最初、〈明示的同意〉という厳格な概念を提唱し、ついに行き詰まり、これを回避するために、〈暗黙の同意〉概念を持ち込んでみたものの、これは政治権力の正統性の判断基準としては全く役に立たないものであった。この教義は、被治者が反乱をおこさないかぎり同意を撤回したことになるという極端な結論へと導くものである。

もしロックが〈明示的同意〉の教義に固執していたならば、具体的な民主主義的要求が表明されていたかもしれない。少なくとも選挙権の拡大が主張されたかもしれない。しかし、かれは〈同意による政治〉から、具体的な民主的主張や改革を、何ひとつひき出してはいない。かれは国民の選挙による立法部の構成について論じているが、これを支持しているわけではない（第一五四節）。かれは民主制にも、他のいかなる統治形態にも、支持や賛意を表明していない。

『第二論文』におけるロックの主要関心事は、政治権力の正統性と正統性を失った政治権力に対しては、国民全体としても、個人としても、抵抗が許される、ということの世界に向って論証することであった。これこそが、まさに時務論として要求されていることであった。それ故統治形態の問題は二の次であった。

だが、ロックは、当時のイングランドのパラメントにはかなり満足していたことはたしかである。これに対して当時の君主の政治については相当な不満を抱いていた。ただし、これを以って君主制そのものに反対していると解釈してはならぬ。ロックは『第二論文』第二一〇節および第二二二節においてチャールズ二世の統治に対

して警告を発している（執筆の時期から判断してこの警告はジェイムズ二世ではなくチャールズ二世に対するものと推測してよからう）。国民の信託を侵害し警告を無視するならば、国民の抵抗権の発動あるのみというのがロックの結論である。かれは、政治権力の濫用を防止するために立法権と執行権の分立を考えているが、どちらが優位するのか明確に規定していないので、両者が対立したばあいには、国民が審判者とならざるを得ない。そして最悪のばあいは内乱である。ロックのばあいも、いまだ、政治紛争を解決するための平和的立憲的措置は講じられていない。政治紛争は、結局、命がけの武力闘争によって決着を図らねばならなかったのである。実際、ロックも、一六八三年、身に危険が迫ったので、オランダへ亡命している。この亡命は一六八九年メアリに従ってイングランドへ帰るまで続いたのである。

政治権力に同意を与えることと国民代表を選挙することとの間には密接な関係があるのだが、ロックはこの関係を確立するための議論を展開していない。かれの同意理論は代議政体を擁護するためのものでもない。たしかにロックは、立法権は合議体がベストであると考え、これを選挙によって構成することを論じてはいるが、そうすべきであるとは主張しなかった。かれの同意理論は、政治権力が同意の目的（プロパティの保全）を果たさなくなつたばあい、被治者は政治権力に抵抗し、これを粉碎して、新しい政治権力（政府）を樹立する権利があるということを主張するためにのみ用いられているのである。

ロックの同意理論は、矛盾と混乱を含み、明晰であるとは言えない。また、それは必ずしも民主主義的な理論でもない。同意による支配が民主主義であるならば、ヒトラーの支配も、スターリンの支配も、毛沢東の支配も、すべて民主主義政治であった。同意による政治は容易に多数決主義に陥る。民主主義にとって必要なのは、同意ではなくて、自由である。自由な討論と情報公開こそ民主主義の核心である。

ロックは、政治権力への服従義務を生み出すのは同意のみであると考えたが、この点において彼は誤っていた。プロパティが自然状態におけるよりも、市民状態におけるほうがより安全かつ恒久的に保障されると考えたか

ら、人びとは国家状態へ移行したのである。ロックはこう述べている。とするならば、同意をしているか否かにかかわりなく、政府が被治者のプロパティを実際に保障しているならば、いかなる人もこれに服従する義務がある、と私は思う。もつとも、ここでも、ロックの同意理論は抵抗権を正当化するための教義であつて、服従義務論ではないのだということを出さなくてはならない。

ところで、政治権力に同意を与えている人びとは、政府の圧制に対して抵抗する権利をもっている。それでは同意を与えていない人びとは抵抗権をもたぬのであろうか。もし、かかる人びとには抵抗権が認められないというのであれば、この考えは不合理な馬鹿げた考えである。被治者は、政治権力に同意しているか否かにかかわりなく、圧制に対して抵抗する権利がある、と主張することはきわめて自然である。とするならば、抵抗権を正当化するのには同意ではないということになる。さらに、政府に正統性を与えるのは被治者の同意であるという教義も誤りであるということになる。かくしてロックの同意理論と抵抗権理論との間には、何ら論理的な関係はないということになる。

前述のごとく、ロックの同意理論は〈暗黙の同意〉概念を持ち込むことによつて、政治権力の正統性の判断基準としても役に立たなくなつてゐる。これに加えて、同意理論は抵抗権理論とも論理的関係性はないということになつた。ここに登場するのが〈信託〉概念である。ロックが、同意理論は抵抗権を基礎づけるには不十分であると認識していたかどうかは判然としない。だが信託理論は、契約論にもとづく抵抗権論の弱点を補い、説得力をたかめたことは確かである。

政治権力とは、各人が自然状態においてもつていた権力を社会の手に引き渡し、社会のほうでは、社会が自分の上にたてた統治者の手に引き渡したものである。この際、この権力は社会の人びとの福祉とプロパティの保全のために行使されねばならぬという、明確な、あるいは暗黙の信託を伴つてゐるのである(第一七二節)。

政治権力は国民から信託された権力である。それ故、政府が信託の目的と範囲に反する統治を行なわないうかり、国民は服従の義務を負う。だが、政府がこの信託を逸脱して権力を濫用したばあいには、政治権力は再び国民に回帰する。かくして国民は圧制政府に対して抵抗権を発動し、新しい政府を設立することができる（国民の憲法制定権力）。政府が、何時、いかなるばあいに信託を侵犯したか、を判断するのは国民であり（第二四〇節）、しかも、ひとりひとりの国民なのである（第二四一節）。

英国の不世出の法制史学者F・W・メイトランド（一八五〇—一九〇六）は、夙に、英国の政治・憲法分野における信託觀念の重要性を指摘し、〈信託〉觀念は、今や、政治的論議の「常套語」となっていると述べている。かれは、〈信託〉はいかなる裁判所によっても強制され得ないものであつて、単に「道徳的」信託にすぎないのだと主張する人びとがいる、と指摘している<sup>1</sup>。たしかに、信託は、ある意味で、厳密な実定法上の規範ではなく、良心の問題として、道徳的義務を意味するにすぎない。しかし、この信託觀念の弾力性が、同意理論にもとづく抵抗権論の弱点を克服するのに役立つたのである。

ロックは抵抗の書たる『統治二論』を以下のごとく締め括っている。

各人が社会に加わつたときに、社会に委ねた権力は、社会が存続するかぎり個人の手には決して二度ともどらず、つねに共同社会（Community）にとどまる。もし、そうでなければ、共同社会もモンヴェルスも存続し得ない。……この統治が存続するかぎり、立法権は決して国民にはもどることはない。……しかし、国民が立法部の存続期間に制限を設け、個人または合議体に委ねられているこの最高権力を一時的なものとしたばあいか、権力の座にある者の失政によって、この権力が失われたばあいには、権力者のこの権力喪失か、あるいは定められた期間の終了によって、この最高権力は社会の手にもどる。そして国民は至高の存在として行動する権利をもち、立法権を自分たちの手中にもち続けるか、あるいは新しい統治形態を樹立するか、あるいは

また、古い統治形態のまま立法権を新しい人びとの手に委ねるか、自分たちが良いと思うところに従って決定する権利をもつのである（第二四三節）。

ロックの『第二論文』は、その後近代憲法の基本原理となる思想をすべて含んでいると言っても過言ではない。

たしかにロックは国民主権も、普通選挙権も、主張していない。それどころか、選挙権の拡大さえ主張していない。にもかかわらず、ロックの思想には、国民主権あるいは国民の憲法制定権力の思想が萌芽的に含まれている。かれは、イングランド政府とイングランド社会は別の存在であること、イングランド政府の権力はイングランド社会より発しているということ、信託されているということ、それ故後者の権力は前者の権力よりも上位にあるということ、を明確にしたのである。しかもロックのイメージする社会は、自由かつ平等な個人が自由な判断と自由な選択によって自己の生を追求することのできる社会でなければならない。つまり社会は自律的個人によって構成されねばならない。かかる思想を、論理的にもう少し押し進めるならば、国民主権と国民の憲法制定権力の思想に到達する筈である。但し、これは論理だけの問題ではない。これには各国の歴史的・政治的事情が大きく影響する。ちなみにイングランドは、国民主権ではなく国会主権である。ロックに欠けていたのは、成典憲法の思想である。国民が制定した最高法としての憲法が、憲法によって作り出された国家権力を拘束し、違憲の国家行為を無効とする思想である。この思想はイングランドでは実現せず、新大陸において実現をみることになる。

自然権としてのプロパティ保全の思想は、その後、人権の保障として近代立憲主義の核的部分を構成することになる。

ロックの権力分立論は、立法権と執行権の二権分立論である。しかし、イングランドでは、ピューリタン革命



突入の前から、国王の大権裁判所（その代表的なものは星室裁判所であった）をつぎつぎと廃止し、コモン・ロー裁判所と裁判官の独立が着々と実現しつつあった。立法によって、裁判官の独立が認められたのが一七〇一年の「王位継承法」においてであった。かかる事情から、ロックは、ことさら司法権の独立を主張する必要を感じなかったのかもしれないのである。

しかし、何と言っても、ロックの『第二論文』の核心部分は、プロパティ論をのぞけば、抵抗権論である。それは個人の抵抗権を肯定しているという点で画期的なものであった。かれの抵抗権論はかれのプロパティ論を土台としている。それは個人の自由に対する確固不動の信念に支えられているのである。各人は自己の自由な判断と自由な選択にもとづいて自己の生を追求する権利を有する。この自由を妨害したり、この自由に干渉したりする権利は何人にもない。国家といえどもっていない。この個人の自律性に対する不当な介入は排除されねばならない。これが抵抗権である。国家による強制や自由に対する制限は、各人の自由を等しく保障するためにのみ許される。国家の偉大さや美しき国家や漠然たる公共善のために、国民の自由が制限されてはならぬ。

人間はすべて自由かつ平等であるという思想は、人類が創造した文化のなかで最も偉大にして最も高貴な文化価値である。すべての人間は自己的存在である。いかなる人間も、何らかの目的のための手段とされてはならぬ。人間の尊厳は強制や脅迫や指令のなかではなく、自己の生を自由に追求することのなかに存する。西欧のリベラル・デモクラシーは、かかる思想を根底にもっているのである。それが最も重要視するのは人間の自由なのである。ジョン・ロックは、このような自由主義政治哲学を唱えた最初の偉大な哲学者なのである。しかも、かれは、非神学的言語を用いて、つまり日常言語を用いて自己の政治哲学を語った最初の思想家でもあった。かれの影響力が大きいのは、思想そのものももちろんであるが、われわれが親しむことのできる日常言語をもって誠実に語っているという点も見逃してはならない。ロックは現代のリベラル・デモクラシーの出発点に位置する偉大な哲学者なのである。偉大であるということは、独創的な思想を発明したということではなく、常識（良

識)を倦むことなく誠実に語るということである。日の下に新しきものなぞ、減多にあるものではない。

ロックに発する近代自由主義のもうひとつの特徴は寛容ということである。自由主義者は、自己の信條が相対的なものであることを識っている。それ故、他者の信條に対して寛容なのである。かくして真の自由主義者は、反体制の人びと、反権力の人びと、少数派の人びと、自己とは異質な人びととの共存を確保しようとするのである。この共存への意志こそは、リベラリズムが産み出した、人類史上における最も高貴な志である。だが共存への志は高貴なものではあるが、脆いものでもあるということを肝に銘じておかなければならない。

ロックが、いまだに読まれ、いまだに影響力を持ち続けているということは、かれの自由に対する魂と精神の位相が今も正しいということの証左である。ロックはいまでもわれわれに語りかけるわれわれの時代の最初の偉大な自由主義者である。

(1) F. W. Maitland, *Trust and Corporation* (1904), in *his, State, Trust and Corporation*, ed. by David Runciman and Magnus Ryan (Cambridge U. P., 2003), p.127.

(二〇〇六・九・二七)